

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和元年6月24日（月曜日）

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、21日の本会議において、本委員会に付託されました第6号議案から第8号議案及び第12議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第6号議案 新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 それでは、弔慰金のことでちょっと伺いたいと思いますが、原案改正前改正後を見ると保証人が必要だったものが立てられない場合は被害者に対しての貸し付けを認めるよという形であったり、3%だったのが、1%または無利子であるというふうな形で非常に使いやすくなってるのかなというふうに、資料請求から見ると思うのですが、そういった理解でいいのかということと、あと、こうした改正に至った経緯というか何かこう、問題があってこういう形になったのかなというふうに想像するんですが、そのあたり、わかれば教えてください。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 まず、制度改正の概要についてですけども、やはり委員おっしゃるとおり、3%という利率というのは、現実の市中金利とかと比べましてもかなり高いということで、これによって利用はしやすくなったというふうに理解しております。それから、今回改正に至ったきっかけといいますのは、法律自体が3%で固定であったものについて、概要のほうにも記載させていただきましても、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集において、地方の裁量によってこの率のほうを定めさせてはどうかという意見が

あったということで、こちらを国のほうが、それならばということで今回、平成30年度に法改正、それから、年が明けて、31年に入りまして、1月に政令の改正がなされて、今回の条例改正というふうになっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第7号議案 新城市遺児手当の支給に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 この改正の大きな特徴として資料請求のほうでちょっと見させてもらいますと、改正前が3期であったものを、支給払いのものを改正後は6期ということで、細かくするような改正があるのかなというふうに思うのですが、こうした理由で、どのようなメリットにつながるのかどうなのかというのを教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今回の改正前3期から改正後6期に変わることにつきましてでございますが、市の遺児手当もそうなんです

が、愛知県の遺児手当及び児童扶養手当等の一部改正に伴って、今回この同様に回数 of 支払い月を変えていくという改正のものなのでございますが、やはり、遺児手当の支給が今まで3期だったものが6期になるというところで、受給者の方々においていろんな手当がばらついた月で支給されるということもございまして、今の現況を鑑みて、市の手当も県や国に合わせて6回に合わせることににより、利便性の向上と家計の安定を図ることを目的として、条例改正とさせていただきますと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第8号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。以上、終了します。

これより討論を行います。

〔発言する者なし〕

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終了します

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第12号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 図面見せてもらったんですけど、バスケットゴールが四つ、点線に書かれているのがそうだと思いますけど、これって規格ってわかりますか。もしくは、新城小学校体育館みたいに、小学校であろうと中学校であろうと、高さが変えられて、どの年代の人も使えるようなことなのかというのわかりますか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 議員おっしゃるとおり、新城小学校とかでも使われている位置が変わるものでございます。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 あとは広さのことなんですけど、これだと要は、2面バスケットコートがいける設計というか、確かこれ、建てる前の議案のときもちょっと聞いたと思いますが、ギリギリになってないかとか、ラインから壁までの距離だったりとか、そういったところに余裕を持たせてあるのかなというのをお聞きしたいと思います。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 それでは、アリーナの面積についてお答えします。通常、東郷中学校の既設のアリーナですけども、中学生議会からも狭い、あと、余裕がないということをお聞きいただきました。通

常のバスケットボールの規格ですね、大会ができる規格というのが縦15メートル、横28メートルというのが標準でございます。ただ、学校体育の場合には、縦24メートルから28メートル、横13メートルから15メートルの範囲ということで、バランスのとれたコートで使用するということがでございます。また、エンドラインについては2メートルぐらい、2メートルの範囲ぐらいというふうになっておるわけです。

それを鑑みまして、2面ですね、コートを取ってるんですけども、今回は、コートとしては15メートル掛ける26メートル。2面ありますんで、そのコートの間を4メートル取りました。本来ですと2メートル余裕幅を取るわけですが、これは通常、敷地の関係もございまして、そこについたコート幅1.5メートルということで、50センチ少ないわけですが、そのように従来よりも広く余裕幅は取るということで設定させていただいております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この図面を見ると、1階2階という形で、千郷中学校の体育館みたいな形のイメージでよかったですかね。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 図面見ていただきますと、アリーナ部分でございますが、アリーナは吹き抜けになりますんで、1階と2階がもうつないでるという感じになります。その他の部分につきましては、部室とか管理室とかトイレ等とかの部分に関しましては、2階ということで、1階2階というフロアになっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ということですね。アリーナ部分は吹き抜けになっているので、左側のトイレとか部室のほうは2階建てになっているということで理解い

たしました。ありがとうございました。

あと心配なのが、大丈夫だとは思いますが、体育館で、作手の小学校の体育館のように、梁が飛び出ているところはないとは思いますが、そういった子どもが運動するときにぶつかったりだとか、危険性があるようなところはないかと思いますが、大丈夫だという確認と、あと地域性のものがあつたら、そこに加えてほしいというふうに思っています。

というのは、作手のほうも冬になると水道管にヒーターを巻いて、水を出すという形だったんですが、それが、巻いてなかったところも、後々気付いて、処置を行ったということもありますので、その課題と反省とを踏まえて、東郷中学校の運動場のほうを見ていってほしいんですが、その点は大丈夫かどうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 梁と出っ張りといった、今回、特にそのような仕様はございませんので、その点につきましては、大丈夫かと思えます。

また、保温ですね、作手地区でございましたので、その配管のほうがまた違う事情があるかと思いますが、その辺も加味しながら工事のほうは進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 既存の体育館は避難所になったと思うんですけど、完成後、当然地域の避難所として指定されるのか、避難所としての仕様はどういう設備が考えられるのか、また、将来エアコン等が入るようになっているのか、その辺どうですか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 避難所の指定につきましては、防災対策課のほうになりますので、引き続きなるというふうには想定をして

おります。

避難所としての機能というところでございますが、まず、通常施設はアリーナが主で、他のものがなかったわけですが、今回は玄関ホール等がございます。そうしますとそこから受け付けをしながら中の避難所に行くような動線に対応ができるということで、すぐにアリーナに入るといような格好ではなく、その辺についてもいいかなということ。

また、トイレにつきましても、洋式化をしております。あとシャワー室ですね、のほうもつけております。エアコンにつきましても、現在管理人室に1台というところにしておりますが、その後の運用につきましても、防災対策との関係もございましたので、そちらの担当課と協議をしていくものかなというふうに考えております。

また、これ、図面にはないんですが、ポーチ、1階フロアのポーチという通路のところがございます。その前面あたりにですね、マンホールトイレというものを3カ所設置をして、要は、ただマンホールをずっと太いものを置いといて、例えば、何ていうんですかね、ここに便器みたいなのを置いて、そこから下へもう貯めといて、終わったら水でだーっと流して、浄化槽に流していくというようなものも、今回はつくらせていただいております。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 スロープはフラットになっていることがわかりますが、あと、テレビの受信とかはあんまり関係ないかもしれんけど、避難所になった場合テレビ放送、情報、防災行政無線の設置とかそれは教育部とは関係ないかもしれんけど、そういうことも当然配備された構造になっているかどうか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 防災行政無線とかそういう通常つけれるものに関してはそうい

うことで配慮をさせていただいております。

以上です。

○滝川健司委員 テレビは。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 テレビにつきましては、テーブルでひくことを想定しております。テレビの配線等も設計のほうに入っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、厚生文教委員会のほうを閉会します。

どうも、ありがとうございました。

閉 会 午後1時47分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長

厚生文教委員会

日時 令和元年6月24日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-----------|------------|
| 1 付託議案の審査 | |
| 第 6号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第 7号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第 8号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第12号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（7名）

委員長 中西宏彰	副委員長 浅尾洋平		
委員 齊藤竜也	鈴木長良	山崎祐一	滝川健司
議長 丸山隆弘			

欠席委員 なし

参考人 なし

参考人の補助者 なし

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代